

平成29年度 第1回 加賀市健康福祉審議会 障害者分科会 資料内容についてのご意見・ご質問

該当箇所						ご意見・ご質問の内容
NO	資料	ページ	項目			
1	1	P. 2	2	(2)	②	<p>②こども育成センターへの通所児の状況について こども育成センターの通所児数が伸びてきています。 これは、近年今まで見過ごされてきた、手のかかる子どもの手立てに対して、積極的にかかわる親御さんが増えてきたことと、診断を受けた後どうしていったらよいのか相談を受けたい方が増えてきている実情ではないかと思いました。 これは良い傾向で、幼児のうちの適切な声かけや、障がいの理解で子どもの能力は伸び、精神面での二次障害も少なく育ちます。 反面、今現在通所してる親子はよいのですが、まだどこにも相談できず家で悩んでいる親御さんもいて、前向きな手立てに結びついてない方もいます。 そこで、市では当事者支援と合わせて家族支援という分野にも目を向けていただきたいと思います。 私たち親の会は、ピアサポートを考え、「ペアレントメンター相談会」や家庭で子供に対し、適切な手立、声掛けができるように親ごさんを支援する「ペアレントプログラム」の実施を目標としています。 家庭での親の声掛けと、親御さん自体の精神の安定が子どもの発達にはとても重要だからです。 開催にあたりましては、市の方たちにも助力いただけたら、ありがたいと思っております。</p>
2	2	P. 12	3	(1)	①	<p>安全・安心のまちづくりの①ユニバーサルデザインの推進→なぜバリアフリー新法に基づく基本構想は未策定なのか？ふれあい福祉課・土木課・都市計画課・建築課</p>
3	2	P. 13	3	(1)	③	<p>防災・防犯対策の推進の加賀市地域見守り支えあいネットワーク制度の推進→なぜ名簿等の進捗状況を当事者に伝えないのか？</p>
4	2	P. 13	3	(1)	③	<p>支えあいネットワーク制度は、高齢者と災害時に自力で避難ができない障がい者を名簿に登録を推奨していますが、障がい者の登録が少ないように思いますが。 身体障害者手帳所持者 3,468人 要支援者名簿登録者 805人</p>

該当箇所					ご意見・ご質問の内容
NO	資料	ページ	項目		
5	3	P. 2	1	(2)	<p>3. 就労移行支援事業所の設置に関して 本市においては、現時点で就労移行支援事業所が未設置となっており、同事業を利用したい利用者のニーズに、物理的にも対応しにくい状況が生じている。今後の同事業の設置について、本市担当課の考えをご教示願いたい。</p>
6	3	P. 2	1	(2)	<p>就労移行支援事業所は、見込みと実績に差がある。市内の事業所が「0」となったことが大きいのであろうが、特別支援学校高等部卒業後、直接B型へ行く際のアセスメントは、移行支援が荷うはずである。計画的に実施して遅れないようにとはきいているが、市としてどのような方向性を考えているのか。</p>
7	2	P. 5	1	(3)	① <p>相談支援事業所の数のことは資料からわかりますが、相談支援専門員は何人いて、相談支援専門員1人あたりの手帳所持者数は計算上何人でしょうか。（要は対象者数に対しての割合として）現状で不足感はあるのかどうか。あるとすればなぜか。そして今後どうすべきと考えるのか。</p>
8	3	P. 5	1	(4)	<p>1. 相談支援事業所及び相談支援専門員の設置、地域生活支援拠点の整備に関して 資料から、相談支援を利用される利用者は今後も増えていくことが見込まれているところ、今後の相談支援事業所及び相談支援専門員の設置等に関して、本市担当課の考えをご教示願いたい。 また、地域生活支援拠点の設置については、その整備促進が国などから示されているところ、本市においても、平成29年度末までの整備の目標が1箇所となっている。現状で、地域生活支援拠点の整備は、どのような状況にあるのかご教示願いたい。 そもそも地域生活支援拠点のイメージはどのようなものか（加賀市型の整備のあり方でも構わない）ご教示願いたい。</p>
	3	P. 6	2	(2)	
	3	P. 9	3	(2)	
9	3	P. 5	1	(4)	<p>2. 相談支援専門員一人あたりの担当利用者数に関して 相談支援専門員は、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援などにおいて、利用者の幅広いニーズに対応をすべく尽力しているところ。しかしながら、担当する利用者数に上限がなければ、サービスの質を維持した支援が継続できない状況に追い込まれているのではないかと考える。 現時点で、相談支援専門員が担当すべく利用者数の数の上限の設定について、本市担当課の考えをご教示願いたい。</p>
	3	P. 6	2	(2)	
	3	P. 9	3	(2)	

該当箇所					ご意見・ご質問の内容
NO	資料	ページ	項目		
10	3	P.7	3	(1)	施設入所者の地域生活への移行→国の基本指針 →【第4期計画における成果目標】など ※なぜ国の基本指針に合わせようとするのか？ 本市独自の基本理念はないのか？
11	4	P.1	2,3		・障がい者の地域における生活の維持推進 ・施設入所者の地域生活への移行 障がい者の生活基盤が、各地区になってくると、それぞれの地区や町の見守り支えあいネットワークの推進と充実が大切である。障がい者の避難行動要支援者名簿への登録を推奨が必要。
12	5	P.1	2		支援を必要とする方々のニーズ把握におけるアンケート調査手法は、見直しする必要があるのでは。 前回（H26）のアンケート結果 障がい者手帳保持者の5%のみの声が全体の声？4,226名→228名（回収50%） 利用したいサービスがない、わからない、40%の声の内容？ サービス未受給者85%（3,600名）の声、実態は？ サービス受給者 15%（625名）のみの相談支援 悩み相談相手 行政2.9%、相談員3.9%、民生1.5% 半数は家族・知人
13	5	P.2	3		点字や音声コードによる調査票は作成しないが、（中略）個別に聴き取りを行うことが可能な旨を記載した点字による案内文書を併せて送付する。→合理的配慮の不提供では？
14	8		3		構成機関が類似している障害者分科会を地域協議会として位置付ける →当事者やその関係団体から現況・差別事例等を集約して、協議会に提言するルートも必要では？
15	分科会への意見				① 質問票の採用は、より多くの委員からの発言の機会が得られるので良 ② 発言はなるべく手短かに話すことが肝要